

○鎌倉市生活環境整備審議会条例施行規則

昭和 39 年 6 月 11 日

規則第 18 号

鎌倉市生活環境整備審議会条例施行規則をここに公布する。

鎌倉市生活環境整備審議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鎌倉市生活環境整備審議会条例(昭和 39 年 6 月条例第 29 号)第 12 条の規定に基づき鎌倉市生活環境整備審議会(以下「審議会」という。)の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 3 条 審議会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議録)

第 4 条 審議会の議事は、議題、会議の内容及び出席者を記載した会議録により記録する。

(部会の会議等)

第 5 条 前 3 条の規定は、部会の会議の議事、意見の聴取及び会議録について準用する。

(その他の事項)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 42 年 4 月 1 日規則 4)

この規則は、昭和 42 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 45 年 6 月 20 日規則 8)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 6 月 8 日から適用する。

付 則(昭和 46 年 5 月 24 日規則 8)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 46 年 5 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 47 年 3 月 31 日規則 46)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 47 年 10 月 18 日規則 35)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年 4 月 20 日規則 9)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年 7 月 1 日規則 29)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 50 年 11 月 1 日規則 23)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 53 年 4 月 28 日規則 5)

この規則は、昭和 53 年 5 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 53 年 12 月 28 日規則 22)

この規則は、昭和 54 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年 3 月 29 日規則 37) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 9 年 3 月 31 日規則 41)

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 13 年 3 月 30 日規則 30)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。